

質問に対する回答書

令和8年3月3日

プロポーザル参加希望者各位

東 広 島 市 長
(建設部住宅課)

東広島市市営住宅管理システム再構築業務に係る質問について、次のとおり回答します。

番号	質 問	回 答
参加資格・提出書類に関する事項（実施要領）		
1	<p>実施要領 2 頁 33 行目「5 参加資格 (2)」</p> <p>「本業務と同様の業務（公営住宅等管理システム構築業務）を元請として」と指定がありますが、こちらは同様の業務が公営住宅等管理システム構築業務を指している認識で間違いありませんでしょうか。</p> <p>その場合、実績が「公営住宅等管理システム構築業務」のみとなる認識でいます。例えば標準化対象 20 業務（住記、税、国保、介護等）は、今回は実績に含まれない認識で間違いありませんでしょうか。</p>	<p>ご指摘のとおり、本項で定める「本業務と同様の業務」とは、公営住宅等管理システム構築業務を指します。</p> <p>参加資格における実績として認められるのは、公営住宅等管理システムの構築を元請として完了した実績に限られ、標準化対象 20 業務に係るシステム構築実績は含まれません。</p> <p>なお、様式第 3 号「実績書」には地方公共団体における公営住宅等管理システムの構築実績を直近のものから 5 件以内で記載してください。</p>
2	<p>実施要領 7 頁「13 プロポーザルの評価基準」No1 と同様の質問となります。</p> <p>「同様業務：公営住宅等管理システム」と指定がありますが、評価基準は公営住宅等管理システムに限った実績を記載するものとなりますでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおり、評価対象となる実績は公営住宅等管理システムの構築実績に限ります。</p> <p>また、「技術者の経験及び能力」についても、評価対象となる実績は同じく公営住宅等管理システム構築業務のみです。</p>
3	<p>様式第 3 号 実績書</p> <p>「(注) 1 当該業務の契約書の写し又は発注者の実績証明書等に加え、業務内容・範囲が確認できる業務計画書、仕様書の抜粋等を添付すること。」とございますが、該当の資料は実績に記載の自治体様の意向により提出できない場合がございます。その場合は、</p>	<p>原則として、契約書の写し、発注者の実績証明書、業務内容・範囲が確認できる資料（業務計画書・仕様書抜粋等）の提出を求めます。</p> <p>ただし、実績先自治体の意向によりこれらの資料の提出が困難な場合は、提出可能な範囲の資料（契約名称、業務概要、期間等の確認ができる書面）をご提出ください。</p>

番号	質 問	回 答
	未提出でも実績として認めていただくことは可能でしょうか？	本市にて内容を確認のうえ、実績として認める可否を判断します。必要に応じて個別に協議します。
4	<p>実施要領 4 頁 20 行目「8 参加表明書及び提案書等の提出 イ 証明書」</p> <p>「なお、東広島市における令和 7 年 1 月 20 日から令和 10 年 12 月 31 日までの物品調達等及び委託役務に係る競争入札参加資格を有する者で、提出日現在滞納のない場合は、納税証明書の提出を不要とする。」と記載がありますが、当該期間の貴市の参加資格を有している場合、資格取得から提出日までの滞納がない証明書も不要と認識しています。よろしいでしょうか。また、納税証明書は貴市への納税を指し、他自治体（支店等による）の納税証明書ではないと認識しています。よろしいでしょうか。</p> <p>物品調達等及び委託役務に係る競争入札参加資格を有する者で、提出日現在滞納のない場合は、納税証明書の提出を不要とする。物品役務等競争入札参加資格者名簿に記載があれば、不要でよろしいでしょうか？</p>	<p>ご認識のとおりです。</p> <p>令和 7 年 1 月 20 日から令和 10 年 12 月 31 日までの期間における東広島市物品役務等競争入札参加資格者名簿に記載されている場合は、納税証明書の提出は不要です。</p> <p>また、本要領における「固定資産税・市区町村民税に滞納がない旨の証明書」とは、東広島市に対する納税状況を確認するための証明書を指しており、他自治体が発行する納税証明書は対象外となります。</p>
5	<p>実施要領 4 頁「8 参加表明書及び提案書等の提出」</p> <p>提案書にパッケージ名を記述してもよいですか？</p>	<p>審査の公平性確保の観点から、採点対象となる提案書本文へのパッケージ名の記載はお控えください。機能や方式の説明は一般名詞（当社公営住宅管理パッケージ等）で記載してください。</p> <p>なお、仕様適合の根拠として製品名の提示が必要な場合は、採点対象外の参考資料（事務局確認用）として別添してください（審査員には非開示）</p>
6	<p>作成要項 10「6 提案書等の提出方法」</p> <p>「イ 正本の内容を PDF 形式の電子データで出力した USB メモリ 1 個」とございますが、弊社内部のセキュリティの関係から、USB メモリを使用することができません。DVD 等の媒体で提出してもよろしいでしょうか？</p> <p>なお、仕様書には 8 ページに「CD-R、DVD-R」と記載されております。</p>	<p>実施要領では「USB メモリ 1 個」と記載しておりますが、御社のセキュリティポリシーで USB メモリが使用できない場合に限り、例外的に DVD-R 等の光ディスク媒体で提出いただいて差し支えありません。</p>

番号	質 問	回 答
費用・上限額・保守運用に関する事項		
7	<p>実施要領 1「(3) 提案上限額」 上限額 31,700,000 円に構築後の保守・運用に係る業務の費用は含まれますか？ 保守・運用の費用が含まれる場合は何年分の費用を積算すればよいのでしょうか？（様式 9 を拝見したところ経常的費用は令和 9 年度に係る年額を記述するようになっています）</p>	<p>構築後の保守・運用費用は提案上限額（31,700,000 円）には含まれず、これらは本業務とは別契約で予定しているため、構築費用とは切り離してお考えください。 そのうえで、様式第 9 号のとおり、評価のために令和 9 年度から令和 18 年度までの 10 年間の保守・運用費用を記載し、年度により金額が異なる場合は項目欄を追加して年度ごとに金額を記載してください。</p>
8	<p>作成要項 9「2 追加提案項目に係る費用」 本システムを利用するとした場合の保守・運用において経常的に必要な費用を「令和 9 年度」欄から「令和 18 年度」欄までに年額を記載すること事とありますが、製品使用料や作業費も記載してよろしいのでしょうか？</p>	<p>ご認識のとおり、製品使用料、作業費など、追加提案項目に係る保守・運用で経常的に必要となる費用をすべて含めて記載してください。</p>
9	<p>【様式 8】運用保守項目一覧表 これらに記載の内容は目標値であり、順守できないものについては、適宜、市と協議の上、可能な範囲での是正処置を実施したうえで、実現が不可なものがある場合はサービス水準の見直しが可能であるとの認識でよろしいのでしょうか？</p>	<p>運用保守項目一覧表に記載している項目は、採点対象ではありませんが、本市が契約上確保すべき共通のサービス水準（最低基準）として位置付けています。 そのため、保守料については、当該一覧表の水準を満たした通常保守を前提に算出してください。 また、当該水準を満たしたうえで、提案内容の工夫により効率化や費用削減が図られている場合は、その点を評価します。</p>
システム連携（他システムデータ取込）に関する事項		
10	<p>仕様書 2 頁 16 行目「(1)本業務の基本方針 エ 他システムデータの取込み」 住民情報と住民税情報データの取込みは標準準拠システムによるデータ連携でよろしいのでしょうか。 また、住民情報と住民税情報のそれぞれの連携頻度（日次、年次）、ファイル連携方法（オブジェクトストレージ、市内ファイルサーバー、手動）を教えてください。 データ連携の様式は標準化で規定されたフォーマットでのデータ交換でよろしいでし</p>	<p>住民情報（外国人住民情報及び住民登録外情報を含む。以下この回答で同じ。）及び住民税情報の取込みについては、デジタル庁が策定する「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」（以下「標準仕様書」という。）に規定されたフォーマットに限定するものではありません。 連携方式についても、AWS（Amazon Web Service）上に構築したオブジェクトストレージを経由したファイル連携、または市職員による手動取込みなど、特定の方式に限定していません。 住民情報・住民税情報とも、高頻度の連携を要す</p>

番号	質 問	回 答
	<p>ようか？</p> <p>PKG で想定している連携 ID は下記の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住基 001o005 ・税 010o008 <p>また、連携方式は自庁内のファイルサーバー経由での連携でしょうか？それとも AWS 等のオブジェクトストレージからのデータ取得でしょうか？</p>	<p>る業務ではないため、必要なタイミングでの手動取込みでも支障はないと想定しています。</p> <p>最終的な連携方式・連携頻度・ファイル受け渡し方法については、提案内容と本市の運用・セキュリティ要件を踏まえ、協議のうえで決定します。</p> <p><参考:標準仕様書に基づくデータ連携の様式></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民情報 <p>連携 ID : 001o005</p> <p>機能別連携仕様各論版数 (※) : 第 4.0 版</p> <p>連携頻度 : 随時 (平日 8 : 20 ~ 20 : 00、日曜日 : 8 : 20 ~ 13 : 00 の間 10 分ごとに CSV ファイルを連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民税情報 <p>連携 ID : 010o007、010o008、010o009、010o020</p> <p>機能別連携使用各論版数 (※) : 第 5.0 版</p> <p>連携頻度 : 月次又は年次で連携元と調整</p> <p>※標準仕様書の改版に伴い機能別連携仕様各論の版数も変更となる場合があります。</p>
11	<p>仕様書 2 頁「(1)本業務の基本方針 エ 他システムデータの取込み」</p> <p>生保、障害の標準連携は実施しますか？</p>	<p>生活保護データ及び障害福祉データとの標準連携は、本調達における必須要件には含まれておりませんが、連携する場合は、標準仕様書に規定される以下の連携 ID 等に沿った、オブジェクトストレージ経由でのファイル連携となります。</p> <p><データ連携の様式></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護情報 <p>連携 ID : 021o001</p> <p>機能別連携仕様各論版数 (※) : 第 2.1 版</p> <p>連携頻度 : 日次</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者福祉情報 <p>連携 ID : 022o010、022o011、022o012、022o013、022o014、022o015、022o016、022o017</p> <p>機能別連携使用各論版数 (※) : 第 2.1 版</p> <p>連携頻度 : 月次又は年次で連携元と調整</p> <p>※標準仕様書の改版に伴い機能別連携仕様各論の版数も変更となる場合があります。</p>

番号	質 問	回 答
データ移行に関する事項		
12	<p>仕様書 3 頁「(1)本業務の基本方針 カ データ移行 ③移行対象データ」</p> <p>「不足項目がある場合は、受注者が新規作成し登録すること。」と記載がありますが、提供されたデータから作り出す事が可能な項目のみ、この類となる認識で、提供されていない情報を新規に作成することではないと認識してよろしいでしょうか。</p> <p>「・不足項目がある場合は、受注者が新規作成し登録すること。」とございます。基本的には弊社にて不足項目は補完できると考えておりますが、必要に応じて、貴市への確認や場合によっては貴市へ補完作業を一部依頼する可能性があります。問題ないでしょうか？</p>	<p>仕様書記載のとおり、不足項目については受注者側で新規作成・補完することを前提としています。</p> <p>補完内容について本市へ確認いただくこと自体は差し支えありませんが、不足データの作成や補完作業そのものを本市が実施することは想定していません。</p> <p>また、補完とは、本市から提供される移行用データに基づき、欠落・不足している項目を受注者側で補完することを意味しており、現行システムに存在しない新たな情報を受注者が独自に作成することを求めるものではありません。</p> <p>補完すべき項目の判断や具体的な補完方法については、移行計画の協議を通じて本市と合意のうえ確定するものとします。</p>
13	<p>仕様書 3 頁 4 行目「③移行対象データ」</p> <p>「主たる移行対象データは契約後に提示する一覧に基づくこと。」と記載がありますが、本質問の回答として提供されるデータの一覧を提供いただく事は可能でしょうか。</p>	<p>「主たる移行対象データ」については、契約後に本市から受注者へ提示する一覧に基づくものとなります。</p> <p>本質問に対する回答として、現時点で移行対象データの一覧を提供することは予定しておりません。</p> <p>移行対象データの詳細は、契約後に受注者が作成するデータ移行計画書の検討にあわせて、本市より提示し、協議のうえ確定することになります。</p>
14	<p>仕様書 11 頁「9 本システムの非機能要件 (5) 移行要件」</p> <p>「イ 次期システム移行要件」は今回の調達作業範囲内となるのでしょうか？</p> <p>今回の業務の作業期間は令和 9 年 3 月 31 日までとなりますので、次期システムへの移行で作業が必要な場合は別途ご契約になると想定されますが、間違いないでしょうか？</p>	<p>ご認識のとおりです。</p> <p>「イ 次期システム移行要件」は、将来の次期システム移行を見据えて、データの抽出方法や形式を整備しておくための要件を示したものであり、今回の調達における作業範囲には含まれません。</p> <p>今回の業務期間は令和 9 年 3 月 31 日までであるため、将来の次期システム移行において作業が必要となる場合は、別途契約により対応することとなります。</p>
15	<p>仕様書 11 頁 1 行目「イ 次期システム移行要件」</p>	<p>移行用データの抽出は、既存受託者が本市の指示に基づき本市指定形式で実施します。</p>

番号	質 問	回 答
	<p>「移行用データは、既存業者が本市の指示に基づき、本市が指定する形式で抽出する。」の記載について。</p> <p>移行データの抽出につきましては、分析用データ 1 回、移行リハーサル 2 回、本番移行 1 回の計 4 回を想定しておりますので現行システム業者とのご調整をお願いいたします。</p> <p>また、分析用のデータについては PJ 開始後、1 ヶ月程度を目安にご提供いただくことは可能でしょうか？</p> <p>移行結果の検証のための現行システムの統計・集計資料については、貴市または現行システムの受託者にて提示いただく想定ですがよろしいでしょうか？</p>	<p>抽出回数は分析用 1 回、移行リハーサル 1 回及び本番移行 1 回の計 3 回を基本想定とし、分析用データの提供時期はプロジェクト開始後おおむね 1 か月を目安とします。</p> <p>また、抽出仕様（レイアウト、項目定義、コード体系、文字コード等）および受け渡し方法、機密保持等の手続は本市にて確定のうえ既存受託者に依頼し、抽出形式は原則として現行テーブルレイアウトの CSV を基本とし、受注者において新システム仕様に適合させる項目マッピング（必須／任意、変換規則、コード体系、日付形式、Unicode・JIS2004 変換、外字対応等）を実施します。</p> <p>移行結果の検証に用いる統計・集計資料は本市から提示します（現行受託者へ新規の集計作成を求める想定はありません）。</p>
16	<p>仕様書 3 頁「(1)本業務の基本方針 カ データ移行 ④移行方法」</p> <p>「・移行時に文字コード変換 (Unicode)、外字対応を行うこと。」とありますが、文字コード変換とは何から Unicode に変換することを想定しているのでしょうか？</p> <p>現行システムは MS 明朝との認識でよろしいでしょうか？提案のシステムは IPAmj 明朝が基本フォントであるため、MS 明朝からの変換表は貴市から提供されるとの想定ですがよろしいでしょうか？</p>	<p>「文字コード変換 (Unicode)」とは、現行システムで保持している文字データ (MS 明朝及び本市作成の外字を含む) を、次期システムで採用する文字セットに適切に変換することを指します。</p> <p>現行システムは MS 明朝と本市作成外字を前提としているため、MS 明朝から MJ+ (IPAmj 系) への変換表や、本市保有の外字フォント等は提供可能な範囲で本市から提供し、移行計画策定時に取扱いを協議します。</p> <p>また、抽出データをもとに受注者にて実データを確認し、代替文字・置換・正規化等の変換方針を整理したうえで、本市と協議して確定してください。</p>
17	<p>仕様書 11 頁 4 行目「イ 次期システム移行要件」</p> <p>「Excel 等で管理されているデータも同様とする。」とありますが、既存システムのデータベースのみが移行範囲で、それ以外のお客様作成のファイル等はお客様にて移行される認識でよろしいでしょうか？</p>	<p>移行対象は既存システムのデータベースが中心です。「Excel 等で管理されているデータ」は、将来の次期移行時に抽出可能な形式で管理しておくことを求めた要件で、今回のデータ移行の作業範囲には含まれません。</p> <p>既存システム外で本市が個別に作成・管理している Excel 等のファイルは、本市にて必要に応じて移行を行う想定です。</p>

番号	質 問	回 答
インフラ・稼働環境・監視に関する事項		
18	<p>仕様書 4 頁 14 行目「ア 稼働環境要件 ① ハードウェア要件」</p> <p>本市仮想環境を利用する場合、ハードウェアは本市が用意するとありますが、仮想サーバの設置以外の設定も貴市が対応される認識で良いですか？</p>	<p>仮想サーバの作成、導入システムが接続するネットワークへの接続設定、IP アドレスの払い出し、OS (Windows Server 2019 または 2022) のインストール及びライセンス認証については、本市にて実施します。</p>
19	<p>仕様書 5 頁「(4) システムの基本要件」</p> <p>貴市仮想サーバの利用を予定しております。OS の Windows Server は貴市より払い出しと思いますが、Windows CAL についても貴市より払い出しいただける認識でよろしいでしょうか？</p>	<p>当該サーバに係る CAL は本市で払い出せるものがないため、調達に含めていただくようお願いいたします。</p>
20	<p>仕様書 5 頁「(4) システムの基本要件 ア 稼働環境要件 ① ハードウェア要件」</p> <p>貴市に払い出していただくサーバのスペックは下記以上としていただくことは可能でしょうか？</p> <p>CPU : 2 コア以上 (推奨 3.1GHz 以上)</p> <p>メモリ : 32GB 以上</p> <p>HDD : 320GB 以上</p>	<p>対応可能です。</p>
21	<p>仕様書 4 頁 2 行目「(3) 調達範囲に関わる前提条件 ア 機器数・設置場所」</p> <p>「表 機器数・設置場所」について、仮想サーバの台数が 1 台となっておりますが、サーバの構成は正サーバのみで、副サーバ等の冗長化は必要ないと認識してよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
22	<p>仕様書 4 頁「(3) 調達範囲に関わる前提条件 ア 機器数・設置場所」</p> <p>「機器数・設置場所は、次のとおりとする。(数字は例示、詳細は契約後確定)」とありますが、クライアント PC の台数が変更となった場合ライセンス数も変更となるため費用に増減が生じます。またプリンタ台数が変更となった場合も同様です。その場合は協議させていただくことでよろしいでしょうか？</p>	<p>機器数・設置場所は仕様書のとおり「例示」で、詳細は契約後確定です。クライアント PC 台数やプリンタ台数の変更によりライセンス数等に増減が生じる場合は、契約後に本市との協議により調整します。</p>

番号	質 問	回 答
23	<p>仕様書 4 頁「クライアント PC」</p> <p>Windows OS のバージョンをご提示願います。また、ブラウザは Microsoft Edge、Google Chrome いずれも使用可能でしょうか？</p>	<p>稼働当初の環境は Windows Server 2019 を想定しており、Microsoft Edge、Google Chrome のいずれも利用可能です。</p>
24	<p>【様式 8】運用保守項目一覧表「性能管理／性能情報収集／ディスク監視」</p> <p>ディスク監視および通知の仕組みは東広島市で構築されているということによかったでしょうか？</p> <p>【様式 8】運用保守項目一覧表「ウイルス対策」</p> <p>ウイルス検知及び通知の仕組みは東広島市で構築されているということによかったでしょうか？</p>	<p>クラウド環境に構築する場合は、利用するクラウドサービスが提供する機能等を用いて、当該要件を満たす仕組みを本業務内で構築してください。本市仮想環境を利用する場合は、同環境の機能により当該要件を実現することも可能です。</p>
25	<p>仕様書 4 頁「(3) 調達範囲に関わる前提条件 イ データ量」</p> <p>貴市にて管理している住宅の種別は公営住宅、特公賃、改良住宅等、単独住宅とのことですが、全ての住宅において会計年度は 4 月～翌年 3 月までとの認識でよろしいでしょうか？</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
作業体制・要員に関する事項		
26	<p>仕様書 12 頁「(1) 作業体制・要員」</p> <p>再委託、再々委託の制限は無いと考えてよろしいでしょうか？また海外ベンダの活用も問題無いでしょうか？</p>	<p>再委託については、東広島市契約規則 第 39 条(再委託等の原則禁止)において、次のとおり定められています。</p> <p>(契約規則 第 39 条)</p> <p>契約担当職員は、契約を締結する場合には、契約の相手方が第三者に契約の履行を委託し、若しくは一括して請け負わせ、又は契約による権利を譲渡し、若しくは義務を引き受けさせない旨を契約の相手方に約定させなければならない。ただし、特別の事情がある場合においては、この限りでない。</p> <p>この規定により、委託業務の全部または一部を第三者に委託する行為(再委託・再々委託を含む)は、原則として禁止されています。</p> <p>ただし、条文に「特別の事情がある場合」と規定</p>

番号	質 問	回 答
		<p>されているとおり、再委託（再々委託を含む）が必要となる場合には、事前に本市へご相談いただき、内容を確認したうえで適否を判断します。</p> <p>また、海外ベンダの活用についても、契約規則第39条の趣旨に基づき、事前に本市へご協議いただき、業務の適正性及び安全性が確保できることを前提に取扱いを検討します。</p>
業務内容（研修）・作業場所・スケジュールに関する事項		
27	<p>仕様書 6 頁「5 業務内容」</p> <p>「なお、操作研修の会場及び研修に必要な資機材（プロジェクター、スクリーン等）は発注者が用意し、受注者は説明者用パソコン及び研修用テキストを準備すること。」とございますが、貴市の本番と同等のデータでより実践的な研修を行いたいため、貴市の本番環境のサーバ、貴市のPC、貴市の会議室等（およびネットワーク）をご準備いただくことは可能でしょうか？</p>	<p>研修の会場およびプロジェクター等の必要資機材は本市が準備し、本番環境のサーバや本市PC等についても研修に必要な範囲で準備することが可能です。</p> <p>ただし、本番環境の安定運用に影響が生じないよう、具体的な利用方法（アクセス範囲、操作内容、権限、データの取扱い等）は別途協議のうえ決定します。</p>
28	<p>仕様書 13 頁「(3) 作業場所」</p> <p>「個人情報を扱う作業は本市指定場所で行うこと。」とありますが、個人情報をマスキングした現行データを、移行プログラムの評価のために自社内に持ち帰ってもよろしいでしょうか？</p>	<p>個人情報を扱う作業は本市指定場所を実施を原則とします。マスキング済みデータであっても、その加工内容により個人情報としての取扱いが必要となる場合があります。</p> <p>持ち出し可否は、マスキング方法・データ内容・取扱い体制等を確認のうえ、本市で判断します（事前協議をお願いします）。</p>
29	<p>仕様書 13 頁「(3) 作業場所」</p> <p>「個人情報を扱う作業は本市指定場所で行うこと。」とあります。</p> <p>総合テストおよび連携テスト等は貴市作業場所を借用して実施予定です。</p> <p>テスト期間中、端末および庁内のネットワークに接続可能な作業スペースをご準備いただくことは可能でしょうか？</p>	<p>個人情報を扱う作業は本市指定場所（住宅課執務室内）で実施していただく必要があり、総合テスト及び連携テスト等における端末や庁内ネットワークに接続可能な作業スペースも同室内で利用いただくことが可能です。</p> <p>具体的な作業席数、ネットワーク利用方法、日程等は本市と調整のうえ決定します。</p>
30	<p>仕様書 7 頁「6 業務スケジュール（予定）」</p> <p>試験期間が短いように思われます。</p> <p>安全な本番稼働のためスケジュールについては弊社にて提案することよろしいでし</p>	<p>仕様書記載の試験期間は想定スケジュールであり、安全な本番稼働に向けて必要に応じて具体的な試験計画・スケジュールをご提案いただくことは差し支えありません。</p>

番号	質 問	回 答
	<p>ようか？</p>	<p>ただし、「本稼働日（令和9年3月24日予定）」及び「本稼働安定化期間（～令和9年3月31日）」は本市の業務都合上の前提であり、提案スケジュールはこれらを踏まえて本市と協議のうえ調整します。</p>
<p>性能要件・文字仕様（フォント）に関する事項</p>		
<p>31</p>	<p>仕様書 9 頁 35-36 行目「(2) 性能要件」 「・画面表示のレスポンス時間は、90%以上が1秒以内とする。 ・繁忙時でも3秒以内を目標とする。」について、 弊社PKGの標準応答時間はオンライン処理の場合3秒以内としています。 個別機能の応答時間については貴市と別途協議することでも問題ないですか？</p>	<p>当該値は体感性能確保のための目標値（サービス水準）であり、PKG 標準（オンライン 3 秒以内）は仕様書の趣旨と直ちに矛盾しません。 なお、性能要件の具体的設定は、運用保守項目一覧表に定めるサービス水準（最低基準）を前提とし、主要画面や繁忙期などの測定条件について、提案内容を踏まえて本市と協議のうえ決定し、最終的な内容は運用計画書で明確化します。</p>
<p>32</p>	<p>仕様書 2 頁 9 行目「(1)本業務の基本方針 ウ 文字仕様 ②文字フォント」 「基本フォントは MS 明朝または IPAmj 明朝とすること。」と指定がありますが、文字セットが JIS2004 に準拠しているフォントで、画面がゴシック、帳票が明朝でもよろしいでしょうか。</p>	<p>仕様書における「基本フォントは MS 明朝または IPAmj 明朝とすること。」は主に帳票出力のフォント指定であり、画面表示用フォントの特段の指定はないため、画面をゴシック体・帳票を明朝体とする構成でも差し支えありません。 いずれも JIS2004 準拠の文字セットを適切に扱い、文字化けや表示崩れがないことが前提となります。</p>
<p>機能要件・帳票・収納・個別機能に関する事項</p>		
<p>33</p>	<p>【様式 7】機能要件一覧表（全体）【出力帳票】 帳票全般について、貴市指定の様式があるものをご提示願います。指定様式以外は、弊社パッケージ標準の帳表の様式とさせていただきます。</p>	<p>機能要件一覧表に記載の帳票については、機能概要及び出力内容が本市の要求を満たしていれば現行様式と完全に同一である必要はなく、受注者が提案するパッケージ標準様式を基本として作成していただいで差し支えありません。 市営住宅に関する本市の条例及び施行規則には帳票様式の定めがないため、これらの法令により形式が固定される帳票はありません。 一方で、他法令・標準様式・対外提出先の要請等により実質的に様式が固定される帳票（例：納付書、各種通知書、対外提出用様式等）については、所定様式に合わせたレイアウト調整が必要となります。</p>

番号	質 問	回 答
		<p>また、標準帳票に必要項目が不足している場合や、字句・文言・レイアウト等の調整が必要となる場合には、契約後の協議により、本市の運用に合わせてつつ、システムの動作に支障がない範囲で修正をお願いすることがあります。</p>
34	<p>【様式 7】機能要件一覧表 機能要件 No. 120 住登外者の住民化に対応できること。とはどのような操作を想定していますか？</p> <p>住民化に伴い、住基個人番号を変更するだけであれば入居者情報画面から手動で変更可能と考えますが、その認識で相違ないでしょうか？</p>	<p>申込時点で住基未登録の「住登外者」については、申込受付時に仮の宛名番号（仮 ID）を登録し、後日住民登録が行われた際に住基システムから提供される正式な住基個人番号（宛名番号）へ切り替えることを想定しています。</p> <p>この置換操作は、入居者情報画面で手動変更する方法でも業務に支障がなければ要件を満たし、住基取込時の名寄せ・重複判定・履歴管理等の整合性は提案内容を踏まえ本市と協議のうえ決定します。</p>
35	<p>機能要件一覧表 No. 51 「調定処理／口座振替」</p> <p>口座振替データのデータレイアウトは全銀協フォーマットでよろしいでしょうか。</p> <p>また、データレコードの 92 桁目から 111 桁目までの顧客コードは 20 桁すべてをシステムの収納キーとして任意に使用できますか。</p>	<p>全銀協フォーマットで差し支えありません。</p> <p>顧客コード 20 桁は収納照合のため任意に設定・使用可能です。</p> <p>現行運用では、年月・住宅コード・棟番号・部屋番号・枝番に末尾「000」を付した固定長で構成しており、詳細なキー構成は契約後の協議で調整します。</p>
36	<p>機能要件一覧表 No. 56 「収納管理／コンビニ収納データ取込」</p> <p>コンビニ収納サービスの収納代行業者を教えてください。</p> <p>また、コンビニ収納用バーコードの 9 桁目から 29 桁目までの自由使用欄は 21 桁すべてをシステムの収納キーとして任意に使用できますか。</p>	<p>収納代行業者は地銀ネットワークサービス株式会社を利用しています。</p> <p>バーコードの 9～29 桁（計 21 桁）は、収納照合のためのキーとして任意に利用可能です。</p> <p>現行運用では、21 桁を固定長で収納代理会社企業コード（5 桁：「53201」）＋「92」＋年（4 桁）＋納付書発行コード（8 桁）＋月（2 桁）の順に連結して使用しており、具体的なキー構成や取扱い上の留意点は契約後の協議により調整します。</p>

以上